

### 第3章 循環型社会の構築

#### 1 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

##### 【現状】

##### ①ごみの減量化・リサイクル

ごみの減量化・リサイクルについては、本市広報誌、啓発冊子、ごみ収集車両による放送等の啓発や環境フェア等の行事により、市民啓発をさらに推進するとともに、資源物の収集、生ごみ処理容器等設置者への補助やこども会等の集団回収に対する報奨金、また、廃棄物減量等推進員制度や事業系ごみ減量化推進懇話会制度を設け、市民や事業者の方々とともに、ごみの排出抑制・減量化・リサイクルへの取組を進めています。

##### ②建設工事に係る資材の再資源化

一定規模以上の建築物や土木工作物の解体工事、新築工事については、工事着手7日前に特定行政庁（茨木市）に届出を行い、一定の技術基準に従ってその建築物等に利用されている特定建設資材（コンクリート（プレキャスト鉄筋コンクリート板等を含む）、アスファルト、木材）を現場で分別解体し、再資源化することを義務づけた「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」が平成14（2002）年5月30日から施行されています。

##### 【講じた施策】

##### ①茨木市一般廃棄物処理基本計画の見直し

循環型社会の形成及び低炭素型社会への転換を推進するため、平成17（2005）年度に策定した「茨木市一般廃棄物処理基本計画」を平成23（2011）年度に見直しました。

本計画では、平成27（2015）年度の最終目標年度までに、平成22（2010）年度比、家庭系ごみ5%、事業系ごみ10%の減量目標を定めています。

##### ②廃棄物の減量

ごみの減量化・リサイクルについては、平成19（2007）年4月から、ごみ袋の透明化、缶・びん・ペットボトルの品目別収集、古紙類の収集を実施し、平成23（2011）年度の家ごみの収集量は55,121 tとなり、資源物を除いた収集量は前年度と比べ約0.1%増加しました。市民一人一日当たりになると約516 gとなり、前年度と比べ約0.8%の減少となりました。また、缶・びん・ペットボトルの収集量は約2,393 tで前年度と比べ約2.0%減少し、古紙の収集量は約529 tで約1%減少しました。

##### ③牛乳パック及び古紙類収集事業

市内公共施設には、牛乳パック回収箱と古紙回収箱を設置して、牛乳パック・古紙類の収集に努めています。

また、月1回古紙類の収集日を設け、ステーション方式で、古新聞・古雑誌・段ボールを収集しています。収集したものは、環境衛生センターへ搬入、ストックした後、民間業者により資源化处理しています。

牛乳パック及び古紙類搬出実績（単位：kg）

| 品目／年度 | 21      | 22      | 23      |         |
|-------|---------|---------|---------|---------|
| 古紙類   | 古新聞     | 221,280 | 179,010 | 165,270 |
|       | 古雑誌     | 165,940 | 138,910 | 138,380 |
|       | 段ボール    | 257,250 | 218,860 | 225,680 |
|       | 合計      | 644,470 | 536,780 | 529,330 |
| 牛乳パック | 3,580   | 3,530   | 2,750   |         |
| 合計    | 648,050 | 540,310 | 532,080 |         |

#### ④缶・びん・ペットボトルの収集事業

食用の缶・びん・ペットボトルを資源物として、月2回、ステーション方式で収集しています。収集した資源物は環境衛生センターへ搬入、ストックした後、民間業者により資源化処理しています。

缶・びん・ペットボトル収集量（単位：kg）

| 品目／年度  | 21        | 22        | 23        |           |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 缶類     | アルミ缶      | 76,440    | 71,870    | 61,320    |
|        | スチール缶     | 289,120   | 265,070   | 260,080   |
|        | 合計        | 365,560   | 336,940   | 321,400   |
| びん類    | 無色びん      | 631,890   | 636,090   | 649,760   |
|        | 茶色びん      | 538,850   | 516,290   | 560,500   |
|        | その他びん     | 340,630   | 347,170   | 297,970   |
|        | 合計        | 1,511,370 | 1,499,550 | 1,508,230 |
| ペットボトル | 605,560   | 596,590   | 563,490   |           |
| 合計     | 2,482,490 | 2,433,080 | 2,393,120 |           |

#### ⑤生ごみ処理容器等設置補助事業

家庭から出る生ごみの減量化と再資源化を図るため、生ごみ処理容器等を購入し設置される市民に対し、購入費用の一部を補助しています。

（補助金額）

購入費の2分の1の額で、電気式は上限1基につき20,000円、電気式以外は上限1基につき5,000円。

生ごみ処理容器等設置補助件数（単位：基）

| 項目／年度 | 21 | 22 | 23 | 計   |
|-------|----|----|----|-----|
| 電気式   | 64 | 61 | 43 | 168 |
| 電気式以外 | 28 | 14 | 15 | 57  |
| 計     | 92 | 75 | 58 | 225 |

#### ⑥再生資源集団回収報奨金支給事業

ごみの減量と資源の有効利用を促進し、ごみ問題に対する市民の意識向上を図るため、自主的に再生資源集団回収を行う地域住民団体に対し、再生資源集団回収活動に必要な資材の購入や回収活動の円滑な実施に資する費用の一部として報奨金を支給しています。

（報奨金額）

年間回収量により2万円～7万5千円。

ただし、年間回収回数が10回以上で、かつ年間回収量が1t以上であること。

再生資源集団回収実績（単位：kg）

| 項目／年度 | 21         | 22         | 23         |
|-------|------------|------------|------------|
| 紙類    | 10,279,510 | 10,305,892 | 10,197,587 |
| 布類    | 351,953    | 378,703    | 430,039    |
| 缶類    | 154,520    | 159,152    | 161,616    |
| その他   | 45,523     | 13,511     | 13,824     |
| 計     | 10,831,506 | 10,857,258 | 10,803,066 |

#### ⑦廃棄物減量等推進員制度

家庭系一般廃棄物の減量化と再資源化の諸施策の推進を図るため、廃棄物減量等推進員制度を設けています。推進員は、各自治会や茨木市消費者協会などの団体から選ばれて構成されています。

（平成23（2011）年度活動内容）

- ・茨木市環境衛生センター見学会（10月15日）
- ・研修会（10月16日）
- ・街頭啓発キャンペーン（10月7日）

#### ⑧事業所向け啓発リーフレットの作成

事業系一般廃棄物の減量化や適正処理についてまとめた啓発リーフレットを作成し、市内事業所に送付しました。

平成23（2011）年度は2,700部作成し、2,445の事業所に送付しました。

#### ⑨事業系一般廃棄物減量計画書等の提出依頼及び事業所訪問の実施

「茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき、多量排出事業者（月5トン以上事業系一般廃棄物を排出する事業者）に、事業系一般廃棄物減量計画書の提出及び廃棄物管理責任者の届出を依頼しました。

また、減量計画書に基づき、事業所を個別に訪問し、廃棄物の減量化・再資源化の取組状況の把握及び指導を行いました。

平成 23（2011）年度は 93 の事業者から減量計画書の提出があり、事業所訪問を適宜実施しました。

#### ⑩事業系ごみ減量化推進懇話会制度

事業系ごみの減量化と再資源化を推進するため、事業系ごみ減量化推進懇話会制度を設けています。懇話会は事業所側から 14 人の委員と行政側から 5 人の委員で組織しています。

平成 23（2011）年度は、1 回開催し、茨木市一般廃棄物処理基本計画の見直しの報告や、各事業所で取り組まれているごみの減量化・再資源化等について意見交換を行いました。

#### ⑪エコショップ（ごみ減量化・リサイクル推進宣言店）制度

一般商店、商店街、百貨店、スーパー等の流通事業者が積極的にごみの減量化・リサイクルに取り組み、自らごみ減量化・リサイクル推進店であると宣言する制度です。

平成 23（2011）年度末の本市のエコショップ登録店数は 39 店です。

#### ⑫溶融残渣等の再利用の促進

本市のごみ処理施設は、高温溶融処理方式の炉（日量 150 t 炉×3 基）を採用しています。この炉の特徴は、溶融残渣の資源化再利用を図れることで、溶融残渣のうちスラグ 11,907 t（全量ブロック等の骨材）、鉄分 2,938 t（全量カウンターウェイトの充填材）の再利用を行っています。また、余熱エネルギーは、発電（発電量 4,033 万 kWh うち余剰分の売電 620 万 kWh）により、有効利用の促進を行っています。

#### ⑬「建設リサイクル法」における環境に配慮した取組

##### ア 届出の現状及び施策

「建設リサイクル法」の施行に伴い、対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事の事前届出または通知が必要となりました。平成 23（2011）年度中の取扱数は、土木工事では届出書 34 件、通知書 87 件でした。

また、建築工事では、届出 335 件、通知書受理（公共工事）29 件でした。本市ではパトロール等を行い特定建設資材が適切に分解解体され、再資源化が図られるように努めています。

##### イ 「建設リサイクル法」における環境に配慮した取組

本市の公共建築物の建設にあたっては、「建設リサイクル法」の対象外工事についても工事現場で発生する材料、特にコンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材、建設発生残土の分別収集（回収）を行い、「建設リサイクル法」に基づき、請負者に対し廃棄物に対応した再資源化施設で適正に処理されるか確認を行っています。

なお、建設工事に際しては、いろいろな材料を使用するため、使用材料がリサイクル可能か、またリサイクル材料を使用しているか等、使用材料届の提出を求め事前確認を行っています。

特に、材料としては再生砕石、チップ材が含まれた材料や採削土の再利用や現場においては、材料の再利用等を行うことによって、資源環境型社会に即した取組を進めています。

## 2 廃棄物の適正な処理

### (1) ごみ処理事業

#### 【現状】

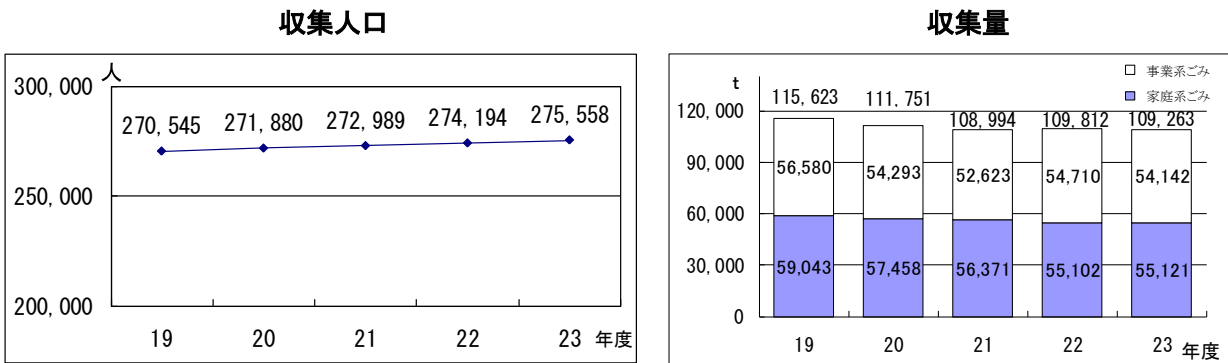
日常生活や経済活動によって排出されるごみは、生活様式の変化に伴い、多様化してきました。また、市民の生活環境意識の変革による環境美化、公害防止、省エネルギー対策、ごみの減量化の推進が社会的に強く要請されています。これらの要請に対処するため、事業者や市民に対し理解と協力を求め、快適環境の確保と公衆衛生の向上に努めています。

#### 【講じた施策】

##### ①ごみの収集

本市の家庭系ごみの収集は、普通ごみを週2回、粗大ごみを月2回、缶・びん・ペットボトルを月2回、古紙類を月1回、いずれもステーション方式で収集しており、平成23(2011)年度の収集量は55,121tでした。事業系ごみは、許可業者による収集と直接搬入とがあり、平成23(2011)年度の搬入量は54,142tでした。

ごみの収集人口及び収集量の推移

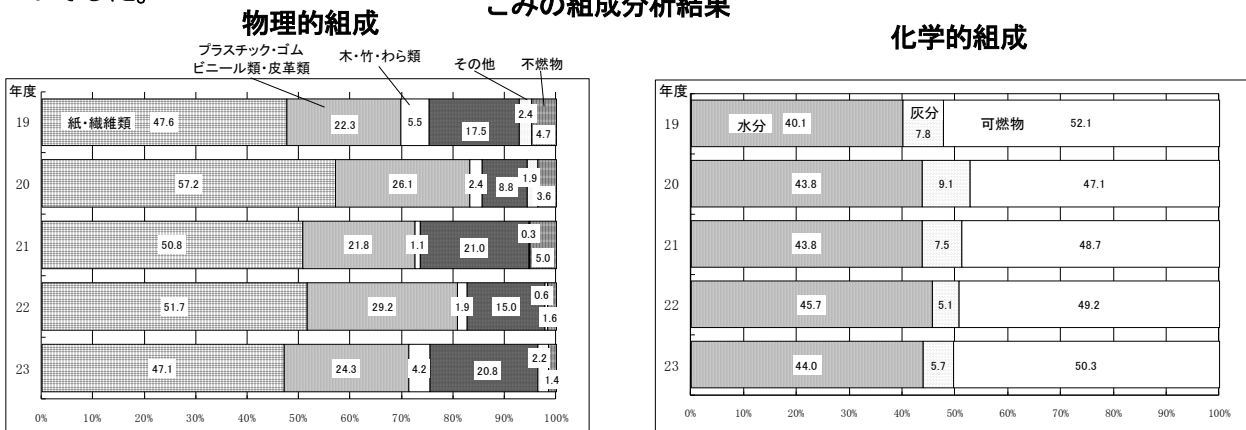


##### ②ごみの処理

ごみの処理施設は、昭和55(1980)年7月に完成した150t/日×3基、計450t/日进行处理する高温熔融処理方式を採用し、ごみの適正処理を行うとともに残渣の資源化再利用、余熱エネルギーによる発電等、資源の有効利用を推進しています。

また、ごみ量の増加と、施設の耐用年数を考慮し、平成5(1993)年7月から同処理方式により、2基(150t/日×2基)の更新工事に着手し、平成8(1996)年3月に完成しました。引続き平成8(1996)年9月から1基(150t/日)の更新工事に着手し、平成11(1999)年3月に完成しました。現在は新設炉3基でごみ処理を行っています。平成23(2011)年度のごみの処理量は111,677tでした。

ごみの組成分析結果



### ③動物死体の措置

動物死体の措置については、環境衛生センター内にある動物専用火葬炉で処理しています。飼犬、飼猫等動物死体の収集運搬手数料は1体1,000円、処理手数料は1体1,000円、収骨の場合は1体5,000円で火葬しています。

| 年間総件数<br>(平成23年度) (単位：匹) |       |     |       | 年間有料件数<br>(平成23年度) (単位：匹) |         |       |       |
|--------------------------|-------|-----|-------|---------------------------|---------|-------|-------|
| 犬                        | 猫     | その他 | 合計    | 有料分数量                     |         |       | 無料分数量 |
| 670                      | 1,196 | 358 | 2,224 | 市収集分                      | センター持込分 | 計     |       |
|                          |       |     |       | 401                       | 891     | 1,292 | 932   |

### ④ごみの処理経費

(平成23年度)

(単位：円)

|            | 収集関係費  | 処分関係費  | 計      |
|------------|--------|--------|--------|
| 1 t 当たりの経費 | 26,977 | 17,297 | 44,274 |
| 市民1人当たりの経費 | 5,396  | 7,010  | 12,406 |

## (2) し尿処理事業

### 【現状】

し尿処理については、公共下水道の整備が進み、し尿収集処理人口が年々減少しているため、平成16(2004)年4月から前処理後希釈により公共下水道へ放流を実施しています。

### 【講じた対策】

#### ①し尿収集

し尿収集は一般家庭等及び臨時を直営で実施しており、平成23(2011)年度の一般家庭等収集戸数は1,562戸、臨時収集件数は1,089件で、収集量は5,069tでした。

#### ②浄化槽汚泥収集

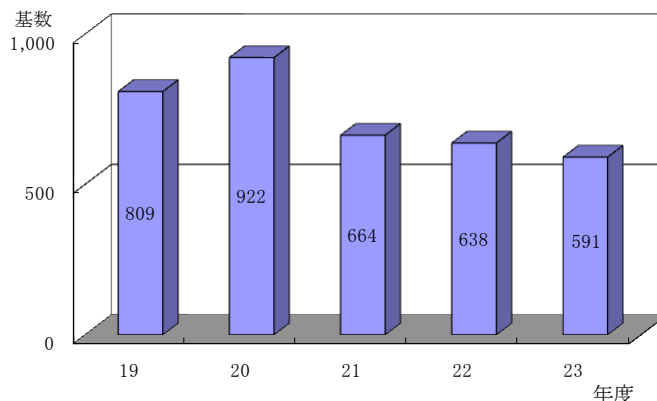
浄化槽汚泥収集は許可業者により維持管理点検と清掃が行われており、平成23(2011)年度の設置基数は591基で、収集量は1,383tでした。

#### ③し尿・浄化槽汚泥処理

公共下水道の供用開始に伴い、し尿処理施設については、下水道に放流する方式に改造を行っています。

平成23(2011)年度のし尿・浄化槽汚泥処理量は6,452tでした。

浄化槽設置基数推移 (単位：基)



#### ④し尿処理経費

(平成23年度)

(単位：円)

|              | 収集関係費  | 処分関係費  | 計      |
|--------------|--------|--------|--------|
| 1 t 当たりの経費   | 27,458 | 10,708 | 38,166 |
| 処理人口1人当たりの経費 | 31,974 | 6,978  | 38,952 |

※処理人口には、浄化槽人口を含む。